

武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四次男女平等推進計画に目指す将来像として掲げる「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」の実現を目指し多様性の尊重等に関する研究を行うため、武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究又は情報収集をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市におけるパートナーシップ制度に関すること。
- (2) 性の多様性に関する正しい理解を広めるためのガイドラインの作成に関すること。
- (3) 性の多様性に関する理解の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多様性の尊重等に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる職にある者で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長各1人を置き、会長は市民部市民活動担当部長の職にある者をもって充て、副会長は市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 研究会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定による任命又は委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市民部市民活動担当部長
総務部自治法務課長
総務部人事課長
市民部生活経済課長
市民部市民活動推進課長
市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長
市民部市民課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭部子ども育成課長
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長
教育部生涯学習スポーツ課長